■　■　■　■　■　■　規　約

市町村名までで足りる

　（名称）

第１条　本会は、■■■■■■と称する。

　（事務所）

第２条　本会の事務所は、山梨県■■市（山梨県■■郡■■町）に置く。

　（目的）

第３条　本会は、■■　■■　氏の政治活動を支援することを目的とする。

　（事業）

・肩書は入れない

・戸籍名で記載する

第４条　本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

　一　研究会、講演会等の開催

　二　会報等の発刊及び配布

　三　■■■■■■■■■■

　四　会員相互の親睦を図る事業

　五　その他本会の目的の達成のために必要な事業

　（会員）

第５条　本会は、本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

　（役員）

第６条　本会に次の役員をおく。

　一　会長　　　　　　１名

　二　副会長　　　　　■名

　三　幹事　　　　　　■名

　四　会計責任者　　　１名

　五　会計責任者の職務代行者　　１名

　六　監事　　　　　　■名

　（役員の選出及び任期）

第７条　役員は、総会において選出する。

２　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

　（会議）

第８条　本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

２　総会は、年１回開催する。ただし、必要がある場合には、臨時に開催するものとする。

３　役員会は、必要に応じ開催する。

　（経費）

第９条　本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

２　本会の会費は、年■■■円とする。

　（会計年度及び会計監査）

第10条　本会の会計年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

２　会計責任者は、本会の経理につき年１回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

　（規約の改廃）

第11条　本規約の改廃は、総会において決定する。

　（補則）

第12条　本規約の定めの無い事項については、役員会で決定する。

　　　附　則

　本規約は、令和■■年■■月■■日から実施する。

設立届の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致します。